



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2008.4.14

No. 31 - 34

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

日航ニアミス事故裁判

東京高裁、管制官2名に対し不当判決

システム性事故に個人責任の追及では再発防止にならない！

2001年1月31日に静岡県焼津市上空で発生した日航ニアミス事故に関して、東京地方裁判所は2006年3月20日、複雑な航空交通管制システムの中で発生した事故であり、管制官個人の刑事責任を追及すべきでないとし、業務上過失傷害罪は成立せず無罪、との判決を下しました。

しかしながら検察当局が上告し、2007年9月以来東京高等裁判所により控訴審が進められました。2008年4月11日に判決が出され、東京高裁は一審の判決を覆し、2名の管制官に対してそれぞれ禁固1年と1年6ヶ月、執行猶予3年という逆転有罪の不当な判決を下しました。

東京高裁の不当判決に対する声明

東京高裁の下した判断は、今日の複雑かつ高度なシステム体系における事故であっても、その責任を個人に転嫁するという旧態依然の、懲罰至上主義ともいえるものであり、日乗連はこの判決を断じて認めるわけにはいかない。

現在の航空輸送は、総合的な巨大システムによって実施されており、航空機事故は直接関与した当事者あるいは直近の者のミスやエラーによってのみ発生するものではなく、複数の要因が複雑に連鎖し絡み合って発生する、いわゆる「システム性事故」である。この「システム性事故」を、その複雑で巨大なシステムのわずか一部である個人の刑事責任を問うこと自体、事故原因の徹底解明による社会の安全基盤確立に支障をきたす。個人の責任を追求しても当該事故の真の原因究明はなされず、同種事故の再発防止に繋がらないことは、多くの事故を教訓として世界の航空関係者が学んできた。

このことは、2006年3月の東京地裁判決で、「原因は複雑に絡み合っており、このニアミス事故により、乗客が負傷したことに対する刑事責任を管制官や機長という個人に追求することは相当ではない」との見解を示し、日本での画期的な判例となった。

東京高裁の判断は、この進化した知見を無視し、刑罰に基づく社会秩序維持という前時代的な尺度に当てはめた、「安全で安心な社会の実現」に逆行するものである。

私たちは、本件事故により被害にあわれた方々に改めてお見舞いを申し上げるとともに、今後さらに真の事故調査の確立ならびに事故の再発防止という、航空の安全のため全力で取り組むことを改めて表明するものである。

以上

